

# 防火材料の「不燃」とは？

不燃材料とは、建築基準法で定められた「防火材料」のことです。公共施設や商業施設においては、火災時の被害を最小限に食い止めるために、これら「防火材料」の使用が義務付けられています。（内装制限）

防火材料の概念は、建築基準法内では以下のように定義されています。

## 〈防火材料の条件〉「建築基準法施工令第 108 条 2」より

- 第一号 燃焼しないものであること
- 第二号 防火上有害な変形、溶融、き裂その他の損傷を生じないものであること
- 第三号 避難上有害な煙又はガスを発生しないものであること

材料の種類	時間
不燃材料	20 分間
準不燃材料	10 分間
難燃材料	5 分間

防火材料の条件に当てはまる建築材料のうち、国土交通大臣からの認定を受けたものもしくは建築基準法の告示で定められたものが不燃材料・準不燃材料・難燃材料に細分化されます。これら3つに分類される防火材料は、性能を発揮する時間によって右上のように分類されます。従って、不燃材料とは加熱開始後 20 分間にわたって燃焼しないもので、有害な損傷がなく、なおかつ煙やガスを発生しないものということが言えます。

上記要件を証明できた材料のみ、不燃材料・準不燃材料・難燃材料として認定され、公共施設や商業施設での使用が可能となります。建築基準法に基づく告示では以下の 17 種類が不燃材料として認められています。

- |             |                                |         |   |
|-------------|--------------------------------|---------|---|
| 1 コンクリート    | 6 ガラス繊維混入セメント板<br>(厚さ 3mm 以上)  | 10 金属板  | 15 せっこうボード<br>(厚さ 12mm 以上、ボード用原紙の厚さ 0.6mm 以下) |
| 2 れんが       | 7 繊維混入ケイ酸カルシウム板<br>(厚さ 5mm 以上) | 11 ガラス  | 16 ロックウール                                     |
| 3 瓦         | 8 鉄鋼                           | 12 モルタル | 17 グラスウール板                                    |
| 4 陶磁器質タイル   | 9 アルミニウム                       | 13 しっくい |   |
| 5 繊維強化セメント板 |                                | 14 石    |   |
- (参考：不燃材料を定める件 建設省告示第千四百号)

上記 17 種類の不燃材料に加えて、個別試験に合格し、なおかつ国土交通大臣が認定すれば、不燃材料として認められます。メーカーが独自に開発した材料で、それが個別試験に合格し大臣が認定すれば、上記 17 種類に該当しなくとも不燃材料として使用可能になります。当社の Belle カクテルはここに該当します。

## 当社 Belle シリーズは、防火材料として認められています

認定番号を取得したケイ酸カルシウム板(平板)を切削加工した時点で、この認定番号は適用されません。(パターン1)  
また、各部材毎に認定番号を取得していても、「一体化した製品」としては不燃認定取得品となりません。(パターン2)  
「不燃認定品」とする表記にご注意ください。

### pattern 1 ケイ酸カルシウム板を切削加工した製品の場合



### pattern 2 デザイン加工したケイ酸カルシウム板に装飾シートを貼る場合

